安全データシート

作成日: 2026年10月28日
改訂日: 2026年10月28日

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称：	補修塗料　半艶N-10
製品コード：	
整理番号：	
供給者の会社名：	株式会社ホクエイ
住所：	札幌市北区北40条西4丁目1－1 ASABULAND 1F
担当部門：	品質保証部
電話番号：	0117926816
緊急連絡先：	0117926816
FAX番号：	0117926972
推奨用途：	弊社製品の補修用
使用上の制限：	推奨用途の使用に限る

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体	区分3

健康に対する有害性

急性毒性(吸入：蒸気)	区分4
皮膚腐食性･刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷･眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分1B
生殖毒性	区分1B
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（麻酔作用）

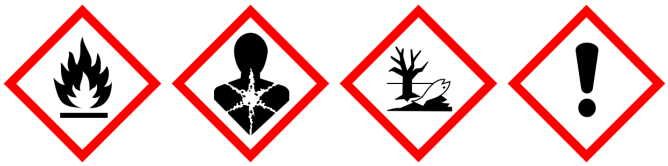
環境に対する有害性

水生環境有害性短期（急性）	区分1
水生環境有害性長期（慢性）	区分2

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）、分類できないのいずれかに該当する。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語　危険

危険有害性情報

H226	引火性の液体および蒸気
H315	皮膚刺激
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319	強い眼刺激
H332	吸入すると有害
H334	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
H336	眠気又はめまいのおそれ
H350	発がんのおそれ
H360	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H400	水生生物に非常に強い毒性
H411	長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。（P201）
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。（P202）
熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。（P210）
容器を密閉しておくこと。（P233）
容器を接地しアースを取ること。（P240）
防爆型の電気機器／換気装置／照明器具を使用すること。（P241）
火花を発生させない工具を使用すること。（P242）
静電気放電に対する措置を講ずること。（P243）
ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。（P261）
取扱後は...をよく洗うこと。（P264）
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。（P271）
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。（P272）
環境への放出を避けること。（P273）
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／...を着用すること。（P280）
【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。（P284）

応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。（P302 + P352）
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。（P303 + P361 + P353）
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。（P304 + P340）
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。（P305 + P351 + P338）
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。（P308 + P313）
気分が悪い時は医師／...に連絡すること。（P312）
特別な処置が必要である（毒劇法にて解毒剤をラベルに記載することが決まっている場合。このラベルの解毒剤を見よ）。（P321）

	皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。（P332 + P313） 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。（P333 + P313） 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。（P337 + P313） 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。（P342 + P311） 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。（P362 + P364） 火災の場合：消火するためにSDSの5項に記載の消火剤を使用すること。（P370 + P378） 漏出物を回収すること。（P391）
保管	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。（P403 + P235） 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。（P403 + P233） 施錠して保管すること。（P405）
廃棄	内容物／容器を廃棄物処理法及び地方自治体の条例に従って廃棄すること。（P501）

3. 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別：　混合物

化学名または一般名

化学名または一般名	濃度または濃度範囲	（化審法）	（安衛法）	CAS RN®
非晶質シリカ	0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%	1-548	既存	112926-00-8
カーボンブラック	0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%	-	-	1333-86-4
キシレン(異性体混合物)	31.991%	3-3、3-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	31.991%	3-28、3-60	既存	100-41-4
トリメチルベンゼン(混合物)	0.65366%	3-7、3-3427	既存	25551-13-7
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.2001%	3-7、3-3427	既存	108-67-8
中沸点脂肪族ナフサ	< 0.667%	-	-	64742-88-7
2-エチルヘキサン酸コバルト(II)	0.11339%	2-615	既存	136-52-7
メチルエチルケトンオキシム	< 0.667%	2-546	既存	96-29-7
イソプロピルアルコール	0.2668%	2-207	2-(8)-319	67-63-0
低沸点芳香族ソルベントナフサ	0.27972%	-	-	64742-95-6

4. 応急措置

吸入した場合：	呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。 空気の新鮮な場所に移し，呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合：	多量の水で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合：	眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合：	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状：	データなし
応急措置をする者の保護に必要な注意事項：	データなし
医師に対する特別な注意事項：	データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤：	粉末消火剤、噴霧水、泡消火剤、乾燥砂、炭酸ガス
使ってはならない消火剤：	棒状注水
特有の危険有害性：	火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガス、煙霧を発生するおそれがある。 消火水は汚染を引き起こすおそれがある。
特有の消火方法：	消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の特別な保護具及び予防措置：	自給式呼吸器（SCBA）眼や皮膚を保護する耐熱性の完全防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項・保護具及び緊急時措置：	作業者は適切な保護具（『８．ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 全ての着火源、熱源を取り除く。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 密閉された場所に立入る前に換気する。 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。 適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。 風上から作業し、風下の人は待避させる。 漏出物を回収すること。
環境に対する注意事項：	漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材：	漏出物を封じ込め、不活性材料（乾燥砂、土、珪藻土、バーミキュライトなど）で吸収し、行政の規制に従って密閉できる容器に回収する。
二次災害の防止策：	環境規制に従って汚染された物体及び場所をよく洗浄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策：	『８．ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項：	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。 ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 取扱後は…をよく洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避：	

衛生対策：　　指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。
休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではならない。

保管：

安全な保管条件：　　施錠して保管すること。
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料：　　データなし

8. ばく露防止及び保護措置

化学名または 一般名	管理濃度	許容濃度 （産衛学会）	許容濃度 （ACGIH）
カーボンブラック	設定なし	設定なし	TLV-TWA 3mg/m3
キシレン	50ppm	キシレン（全異性体およびその混合物） 50ppm 217mg/m3	TLV-TWA 20ppm
エチルベンゼン	20ppm	エチルベンゼン 20ppm 87mg/m3	TLV-TWA 20ppm
トリメチルベンゼン(混合物)	設定なし	設定なし	TLV-TWA 10ppm
1,3,5-トリメチルベンゼン	設定なし	1,3,5-トリメチルベンゼン 25ppm 120mg/m3	TLV-TWA 10ppm
2-エチルヘキサン酸コバルト(II)	設定なし	0.05mg/m3 （コバルトおよびコバルト化合物（タングステンカーバイドを除く））	TLV-TWA 0.02mg/m3 （inorganic compounds, as Co）
プロパン－２－オール（イソプロパノール・イソプロピルアルコール・イソプロピルアルコール・２－ヒドロキシプロパン・２－プロパノール・２－プロパノール；イソプロピルアルコール）	200ppm	イソプロピルアルコール 最大 400ppm 最大 980mg/m3	TLV-TWA 200ppm TLV-STEL 400ppm

化学名または 一般名	厚生労働大臣が定める 濃度の基準	
	八時間濃度 基準値	短時間濃度 基準値／天井値
カーボンブラック	レスピラブル粒子として0.3mg/m3	設定なし
トリメチルベンゼン(混合物)	10ppm	設定なし

設備対策：

保護具：

本製品は不浸透性保護具着用が義務付けられている

呼吸用保護具：　　リスクアセスメントに基づいた適切な保護マスクや呼吸用保護具

手の保護具：　　リスクアセスメントに基づいた適切な保護手袋

眼、顔面の保護具：　　リスクアセスメントに基づいた適切な保護めがね

皮膚及び身体の保護具：	リスクアセスメントに基づいた適切な保護衣（長袖作業服など） できれば薬品が浸透しない素材が望ましい。
特別な注意事項：	取扱い後は手をよく洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態：	液体
形状：	粘稠液
色：	黒色
臭い：	溶剤臭
融点/凝固点：	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲：	136 ℃
可燃性：	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界：	データなし
引火点：	26 ℃
自然発火点：	432 ℃
分解温度：	データなし
pH：	データなし
動粘性率：	データなし
溶解度：	データなし
n-オクタノール/水分配係数（対数値）：	データなし
蒸気圧：	データなし
密度及び／又は相対密度：	0.937
相対ガス密度：	データなし
粒子特性：	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性：	塗料カス等が堆積すると発熱、蓄熱され自然発火する恐れがある。
化学的安定性：	正しい取扱いや保管では安定。
危険有害反応可能性：	データなし
避けるべき条件：	混触危険物質との接触および加熱。
混触危険物質：	強酸化剤 強酸 強アルカリ
危険有害な分解生成物：	熱分解により、刺激性のガスや蒸気が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	分類できない メチルエチルケトンオキシム: 区分4（< 0.667%）
急性毒性（経皮）	分類できない キシレン(異性体混合物): 区分4（31.991%） メチルエチルケトンオキシム: 区分4（< 0.667%）
急性毒性（吸入：気体）	区分に該当しない（分類対象外）
急性毒性（吸入：蒸気）	区分4 キシレン(異性体混合物): 区分4（31.991%） エチルベンゼン: 区分4（31.991%）
急性毒性 （吸入：粉じん・ミスト）	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分2 キシレン(異性体混合物): 区分2（31.991%） トリメチルベンゼン(混合物): 区分2（0.65366%） 1,3,5-トリメチルベンゼン: 区分2（0.2001%）
眼に対する重篤な 損傷・眼刺激性	区分2 非晶質シリカ: 区分2B（0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%） キシレン(異性体混合物): 区分2（31.991%） エチルベンゼン: 区分2B（31.991%） トリメチルベンゼン(混合物): 区分2B（0.65366%） 1,3,5-トリメチルベンゼン: 区分2B（0.2001%） 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分2A（0.11339%） メチルエチルケトンオキシム: 区分1（< 0.667%） イソプロピルアルコール: 区分2（0.2668%）
呼吸器感作性	区分1 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分1A（0.11339%）
皮膚感作性	区分1 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分1A（0.11339%） メチルエチルケトンオキシム: 区分1（< 0.667%）
生殖細胞変異原性	分類できない 低沸点芳香族ソルベントナフサ: 区分1B（0.27972%）
発がん性	区分1B カーボンブラック: 区分2（0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%） エチルベンゼン: 区分2（31.991%） 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分1B（0.11339%）

メチルエチルケトンオキシム: 区分1B（< 0.667%）
低沸点芳香族ソルベントナフサ: 区分1B（0.27972%）

生殖毒性	区分1B キシレン(異性体混合物): 区分1B（31.991%） エチルベンゼン: 区分1B（31.991%） 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分1B（0.11339%） イソプロピルアルコール: 区分2（0.2668%）
生殖毒性・授乳影響	分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（麻酔作用） 非晶質シリカ: （0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%） 区分3（気道刺激性） キシレン(異性体混合物): （31.991%） 区分1（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓） 区分3（麻酔作用） エチルベンゼン: （31.991%） 区分3（気道刺激性、麻酔作用） トリメチルベンゼン(混合物): （0.65366%） 区分3（気道刺激性、麻酔作用） 1,3,5-トリメチルベンゼン: （0.2001%） 区分3（気道刺激性、麻酔作用） メチルエチルケトンオキシム: （< 0.667%） 区分3（麻酔作用） イソプロピルアルコール: （0.2668%） 区分1（中枢神経系、全身毒性） 区分3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類できない カーボンブラック: （0.667 ≦ ～ ≦ 6.67%） 区分1（呼吸器） キシレン(異性体混合物): （31.991%） 区分1（神経系、呼吸器） エチルベンゼン: （31.991%） 区分1（聴覚器、神経系） トリメチルベンゼン(混合物): （0.65366%） 区分1（中枢神経系、呼吸器） 1,3,5-トリメチルベンゼン: （0.2001%） 区分1（中枢神経系、呼吸器） 中沸点脂肪族ナフサ: （< 0.667%） 区分1（中枢神経系） メチルエチルケトンオキシム: （< 0.667%） 区分1（造血系） イソプロピルアルコール: （0.2668%） 区分1（血液系） 区分2（呼吸器、肝臓、脾臓）
誤えん有害性	分類できない キシレン(異性体混合物): 区分1（31.991%） エチルベンゼン: 区分1（31.991%） トリメチルベンゼン(混合物): 区分1（0.65366%）

1,3,5-トリメチルベンゼン: 区分1（0.2001%）
中沸点脂肪族ナフサ: 区分1（< 0.667%）
低沸点芳香族ソルベントナフサ: 区分1（0.27972%）

12. 環境影響情報

水生環境有害性短期（急性）：	区分1 キシレン(異性体混合物): 区分2（31.991%） エチルベンゼン: 区分1（31.991%） トリメチルベンゼン(混合物): 区分2（0.65366%） 1,3,5-トリメチルベンゼン: 区分2（0.2001%） 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分1（0.11339%） メチルエチルケトンオキシム: 区分3（< 0.667%）
水生環境有害性長期（慢性）：	区分2 キシレン(異性体混合物): 区分2（31.991%） エチルベンゼン: 区分2（31.991%） トリメチルベンゼン(混合物): 区分2（0.65366%） 1,3,5-トリメチルベンゼン: 区分2（0.2001%） 2-エチルヘキサン酸コバルト(II): 区分2（0.11339%） メチルエチルケトンオキシム: 区分3（< 0.667%）
生態毒性：	データなし
残留性・分解性：	データなし
生体蓄積性：	データなし
土壌中の移動性：	データなし
オゾン層への有害性：	分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：	廃棄においては、廃掃法及び関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装：	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	1263

品名：	塗料（ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、ポリッシュ、液体フィラー、液体ラッカー系を含む）又は塗料関連材料（ペイント希釈剤又は還元化合物を含む）
クラス：	3
容器等級：	III
副次的危険性：	
海上規制情報：	データなし
海洋汚染物質：	データなし
MARPOL 73/78、附属書 II 、IBCコードに従ってばら積み輸送される液体物質：	データなし
航空規制情報：	データなし

国内規制：

陸上規制情報：	国内規制に該当する場合には、その規定に従う
海上規制情報：	船舶安全法の規定に従う
航空規制情報：	航空法の規定に従う
特別の安全対策：	輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
緊急時応急措置指針番号：	128

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)：

第一種
・キシレン
・エチルベンゼン

労働安全衛生法：

危険物：引火性の物
・４の３　その他の引火点０℃以上３０℃未満のもの

有機溶剤中毒予防規則：第二種有機溶剤等
・キシレン
・イソプロピルアルコール

特定化学物質等障害予防規則：第二類、特別管理物質、特別有機溶剤等
・エチルベンゼン 別表第3第2号3の3

名称等を表示すべき危険物及び有害物
・非晶質シリカ（シリカゲル及び沈降シリカに限る。） 規則別表第2の1568 令和8年4月1日施行
・カーボンブラック 規則別表第2の403 令和7年4月1日施行
・キシレン 規則別表第2の426 令和7年4月1日施行
・エチルベンゼン 規則別表第2の247 令和7年4月1日施行
・コバルト及びその化合物 令別表第9の12 令和7年4月1日施行

名称等を通知すべき危険物及び有害物
・非晶質シリカ（シリカゲル及び沈降シリカに限る。） 規則別表第2の1568 令和8年4月1日施行

・カーボンブラック 規則別表第2の403 令和7年4月1日施行
・キシレン 規則別表第2の426 令和7年4月1日施行
・エチルベンゼン 規則別表第2の247 令和7年4月1日施行
・コバルト及びその化合物 令別表第9の12 令和7年4月1日施行
・ブタン－２－オン＝オキシム 規則別表第2の1721 令和7年4月1日施行
・プロピルアルコール（アルキル基の異性体を含む。） 規則別表第2の1780 令和7年4月1日施行

がん原性物質（安衛則）（作業記録等の３０年保存対象物質）
・２－エチルヘキサン酸コバルト（ＩＩ） 令和9年4月1日
・ブタン－２－オン＝オキシム 令和9年4月1日

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）
・カーボンブラック 2025/10/01

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質：特化則等
・エチルベンゼン
皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質：皮膚刺激性有害物質
・ブタン－２－オン＝オキシム 令和6年4月1日
皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質：皮膚吸収性有害物質
・キシレン 令和6年4月1日
・ブタン－２－オン＝オキシム 令和6年4月1日

作業環境評価基準で定める管理濃度
・キシレン
・エチルベンゼン
・イソプロピルアルコール

がん原性に係る指針対象物質
・エチルベンゼン

毒物及び劇物取締法：　非該当

化審法：　優先評価化学物質
・キシレン
・エチルベンゼン
・１，３，５－トリメチルベンゼン
・１，２，４－トリメチルベンゼン
・ブタン－２－オン＝オキシム
・イソプロピルアルコール

消防法：　第4類 引火性液体、第二石油類（非水溶性）、危険等級 III

大気汚染防止法：　有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質
・中環審第9次答申(別表1)の43 キシレン
・中環審第9次答申(別表1)の24 エチルベンゼン
・中環審第9次答申(別表1)の60 コバルト及びその化合物

揮発性有機化合物（VOC）
・法第2条第4項 大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物

質を除く。）

水質汚濁防止法：	指定物質 ・政令第3条の3第28号 キシレン
高圧ガス保安法：	一般高圧ガス保安規則 ・可燃性ガス エチルベンゼン 省令第2条第1項第1号
海洋汚染防止法：	・危険物：キシレン、エチルベンゼン ・有害液体物質Y類：キシレン、エチルベンゼン ・有害液体物質X類：1,3,5-トリメチルベンゼン ・有害液体物質Z類：イソプロピルアルコール
道路法：	車両の通行の制限 ・施行令第19条の13 消防法第二条第七項に規定する危険物（同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の六に規定する引火点を測定する試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限る。）
船舶安全法：	・危規則第3条危険物告示別表 引火性液体類
航空法：	・施行規則第194条危険物告示別表 引火性液体
港則法：	・施行規則第12条危険物告示 引火性液体類

16. その他の情報

参考文献：	JIS Z 7252:2019 JIS Z 7253:2019 事業者向けGHS分類ガイダンス(令和元年,経済産業省) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) (NITE) 国際化学物質安全性カード（International Chemical Safety Cards (ICSC) 2020版危険物輸送のための緊急時応急措置指針 容器イエローカードへの適用 危険物船舶運送及び貯蔵規則（21訂版）国土交通省海事局検査測度課監修 製造元メーカー提供資料
その他：	記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。 なお、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。 また、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものです。 全ての化学製品は、未知の有害性があり得る為、取り扱いには細心の注意が必要です。 ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。